

議員提出議案第3号

氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例の制定について  
氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例を次のように定める。

令和4年6月21日提出

氷見市議会議長 萩山峰人様

提出者

氷見市議会議員	嶋田	茂
同	萬谷	大作
同	松原	博之
同	上坊寺	勇人
同	積良	岳

## 氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市議会が議事機関としての特性を発揮し、市政における課題や争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視・監査機能等を充実させるための基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上と公正かつ適正な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (議会の役割)

第2条 議会は、次に掲げる役割を担うものである。

- (1) 市民の代表者からなる議事機関として、議案、議会の議決に付される全ての事件（以下「議案等」という。）の審議又は審査による政策決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 監査委員の審査意見等を活用すること等により、議会の監査機能の充実を図ること。
- (4) 市政の課題について調査研究を行うことにより、政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (5) 時代の要請にあった議会改革に継続的に取り組むこと。

### (市長等との関係の基本原則)

第3条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

- 2 議会は、合議制の機関としての特性を生かし、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うものとする。

### (監視及び評価)

第4条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

- 2 議会は、議場における審議、決算の認定、調査の実施等を通じて、市民に市長

等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

3 常任委員会及び議会運営委員会は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又は各所管に属する事務に関する調査（以下「所管事務調査」という。）の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。

4 特別委員会は、特定事件の審査又は調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。

5 常任委員会及び議会運営委員会は、議会の閉会中においても所管事務調査を行うものとする。

（政策立案及び政策提言）

第5条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

（議会の機能の強化）

第6条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

（重要な政策等の説明）

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等について、議会審議における論点を整理し、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう説明を求めるものとする。

- (1) 背景、経緯及び効果
- (2) 総合計画との整合性
- (3) 財源措置
- (4) 将来にわたるコスト計算

（監査委員との関係の基本原則）

第8条 議会は、監査委員が行う決算審査、定例監査、例月出納検査などのほか、法令で定められた監査等の結果を議会での審議、審査に十分に活用するものとする。

2 議会は、前項に規定する審議、審査に活用するため、監査委員に具体的な監査

等の結果報告を求めるとともに、必要に応じ質疑する機会を設けるものとする。

3 議会選出監査委員は、効果的な議会の審議、審査のために、識見監査委員との合議の調整に努めるものとする。

(議員研修)

第9条 議会は、議員の監視・監査能力を始め、政策立案及び政策提言能力等の向上を図るための議員研修の充実に努めるものとする。

(議会局)

第10条 議会は、議会及び議員の政策立案や政策提言を支援するほか、監視・監査能力を始め、調査機能や法制執務能力の向上を図るため、議会活動を補佐する議会局の充実強化に努めるものとする。

(他の条例との関係)

第11条 この条例は、議会監視・監査機能等の充実に向けた基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。